

# 参考資料

## 1

## 用語解説

### あ行

#### ILO第156号条約

ILO（国際労働機関）総会で昭和56年（1981）に採択された「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」をいう。男女労働者が、性別にかかわらず、職業上の責任と育児や介護といった家族的責任の両立ができることを目的とし、雇用条件、社会保障等で労働者のニーズを反映する各種措置等の確立を目指している。

#### アンペイド・ワーク（無報酬労働）

農業の無給労働や、開発途上国における女性や子どもによる路上販売など、経済活動だがGNPなどに評価されないもの。また、育児・介護・家事労働や地域におけるボランティア活動など、経済活動ではないが必要な労働もこれに含まれる。日本では平成9年にその貨幣評価額を試算した結果、総額は99兆円と国内総生産（GDP）の約2割になると発表。

#### 育児・介護休業法

正式には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」という。子どもの養育と家族介護を行う労働者に対して、事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する支援措置について定めている。育児、介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立ができること、また、育児、介護について家族の一員としての役割りが果たせることを目指している。

#### WID（woman in development）

女性と開発。開発は平等・平和と並んで「国際女性年」「国際女性の十年」の三つの主要なテーマの一つであった。これまで開発に対し援助が行われてきたにも関わらず、開発途上国の女性の状況は必ずしも改善されていない。開発が自然と共に生きてきた女性たちの経済的基盤を崩し、女性を貧困に追いやる場合すらある。これは、開発途上国の女性たちの状況が十分に把握・分析されず、女性は周辺的な存在として扱われ、開発に積極的に取り込まれてこなかったためである。開発の目的を達成するには、女性を単に開発の受益者ととらえるのではなく、積極的な担い手としてすべてのプロセスにおける女性の参画を可能にすることが必要とされている。

#### NPO(non-profit organization)とNGO(non-governmental organization)

NPOとは非営利組織のことで、利益の追求ではなく、自ら何を行うべきかを考え、社会的使命を達成しようと活動する組織体のこと。国や県をはじめとする自治体も同じ非営利組織であること

から、これらと区分するために、通常「民間非営利組織」と呼ばれている。

なお、正式の組織であることや民間であること、利益の分配をしないことなどNPOとしての諸々の条件を満たしていれば、特定非営利活動促進法（NPO法）により認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）でない法人格を持たない任意団体でもNPOと呼ぶ。

一方、NGOは「非政府組織」のことで、もともと国連で使われはじめた言葉で、国際的な問題を解決する担い手として、早くから政府とは別の民間組織としてその役割が認められ、重要な存在となっている。NGOも非政府（民間）で利益を目的とする組織ではないことから、本質的にはNPOであり、最近では環境、人権、教育などの国際協力の分野で活躍するNPOをNGOと呼ぶことが多くなっている。

## オンブズパーソン

中立的な立場から行政活動の調査、監視、勧告及び行政苦情の処理を行う独立機関をいい、現在一部の自治体で設置されているほか、各地で導入が進められている。

従来はオンブズマンといわれてきたが、性別に中立な立場から、今日では、オンブズパーソンあるいはオンブットという用語が用いられるようになっている。

## か行

### 隠れたカリキュラム

学校や保育所など教育の場で、性別による固定的な役割分担意識を無意識に伝達しているものをいう。子どもたちが日常的に教科書などの記述や挿絵（男性はスーツ姿、女性はエプロン姿などのイメージ図）を見たり、学校行事での性別による役割分担などを行うことで、自然に役割分担意識が形成されてしまうといわれている。

### 合計特殊出生率

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。一人の女性が一生に生む子どもの数とも言える。これがおよそ2.1を割った状態が継続すると、いずれ人口減少が始まるといわれている。

## さ行

### 在宅介護支援センター

介護など援助を必要とする高齢者やその家族に対して、保健・福祉の総合的な情報提供並びに指導や相談、関係機関との調整を行う。

## 参画

「参加」は単に仲間に加わることだが、「参画」は積極的、主体的に行動することで、企画や決定等に関わり、意見を反映させていく方針決定への参与を意味する。

### 児童の権利に関する条約

「子どもの権利条約」ともいう。18歳未満の子どもを対象とし、生きる権利、名前と国籍を持つ権利、親と同居しその保護を受ける権利、自己の見解をまとめうる子どもの意見表明の権利など

で構成されている。国連で平成 2 年（1990）に発効され、2003 年 7 月現在では 192 の国と地域が締約。日本は平成 6 年（1994）158 番目に批准。

## ジェンダー

ジェンダーとは、生物学的な性差であるセックス（sex）ではなく、「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識などの社会的・文化的に形成された性差のこと。最近の一部でセックスとジェンダーを混同し、「男女共同参画とは全ての性差を否定するものである」との誤った解釈による誤解が生じている。

## 次世代育成支援対策推進法

平成 15 年（2003）7 月 9 日成立、同 16 日より公布・施行。平成 17 年（2005）から 10 年間の時限立法。仕事と子育ての両立のため、自治体と従業員 301 人以上の企業に子育て支援の行動計画策定を求め、国はそのための指針を作成することを定めた。

## 女子差別撤廃条約

正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」という。

昭和 54 年（1979）の国連総会で 130 か国の賛成を得て採択され、日本は昭和 60 年（1985）に批准。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等を達成するために必要な措置を定めている。

## 女性シェルター

女性が夫やパートナーの暴力から逃れ、身の安全を図るための緊急一時避難所のこと。以前はNPOの活動が主であったが、近年は公設公営、公設民営、民設民営など、制度を工夫したシェルターの開設が増加している。

## 女性のエンパワーメント

女性の能力開化。個々の女性が自ら意識を高め、社会の一構成員として責任を担い、政治・経済・地域・家庭などあらゆる分野においてその能力を発揮できるよう力をつけること。

## 性別による固定的な役割分担意識

「男は仕事、女は家事・育児」などに代表されるように、性別によって役割や能力、活動する分野があり、それを分担し合うのが当然、あるいは自然だとする固定観念をいい、その時代や地域の慣習・慣行、法制度などの社会構造とも密接に結びついている。

## 世界行動計画

昭和 50 年（1975）第 1 回世界女性会議（メキシコ会議）において採択。国際女性年の「平等・開発・平和」の目標達成に向けて、各国の政府・公的・民間機関、マスコミ、政党などが取り組むべき計画に指針を与えるものとして策定された。性別による固定的な役割分担などの社会通念の変革を打ち出しており、その後の世界の女性の状況と意識改革に大きな影響を与えた。

## セックス/セクシュアリティ

セックス、セクシュアリティとも「ジェンダー」と共に性を表す概念。セックスは通常使用されている「性行為」を意味する狭い概念ではなく、生物学的な、また解剖学的な性を表す。つまり、身体の違い（性器の違い）だけではなく、染色体レベルの性別（女性はXX、男性はXY）をも含む広義の概念である。

これに対し、セクシュアリティは、主に、人間の性にかかわる行動や、意識、欲望といったものを表す概念である。近年、話題になっている「性同一性障害」は、セックス（身体の性）とセクシュアリティ（自分の性についての自己認識）が一致しない状態をさし、身体は「男性」（セックス）であるのに、認識は「女性」（セクシュアリティ）といった状態を疾患と定めたものである。この場合の認識レベルの性が「セクシュアリティ」と呼ばれるものの一つである。誰を好きになるのか（性の指向性）もセクシュアリティに関する問題であり、恋愛を「セクシュアリティ」という視点からみると、異性を好きになること（異性愛）、同性を好きになること（同性愛）、また両性を好きになること（両性愛）と考えることができる。

## セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、公衆の場へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

特に雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことにより就業環境を著しく悪化させることをいう。平成11年（1999）4月1日から施行された改正男女雇用機会均等法（正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」）において、職場におけるセクハラ防止の雇用管理上の配慮を使用者の責務と定めている。

### た行

## 男女共同参画社会

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいう。

## 男女共同参画社会基本法

男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年（1999）6月に制定された法律。

男女共同参画社会の実現を「二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策などを定めている。

## ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的に、夫や恋人などの親密な関係にある男性から女性に対する暴力のことをいう。その暴力には、殴る蹴るなどの身体的暴力はもちろん、人前で侮辱したり手紙の無断開封などの精神的暴力、セックスの強要や避妊への非協力などの性的暴力、生活費を渡さない、外で働くことを妨害するな

どの経済的暴力など様々なものがあり、実際には色々な形の暴力が複雑に重なり合っている。これら暴力は重大な人権侵害で立派な犯罪である。

## な行

### ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を特別扱いせずにごく当たり前に包含するのが通常（ノーマル）の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという福祉理念。障がいのある人や高齢者に対する取り組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもの。

## は行

### 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する女性相談センターやその他適切な施設において、配偶者暴力相談センターの機能を果たすこととなっている。配偶者暴力相談センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、カウンセリングや自立支援など様々な援助を行っている。

県のほか国や市、警察署にも相談窓口が設置されている。

### パートナーシップ

協力関係。共同で何かを行うための対等な協力関係。

### バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）を除去するという意味で、家や公共施設等の段差などをいう。最近では社会的、制度的、心理的及び精神面での障壁（バリア）の除去という意味でも使われる。

### ファミリーサポートセンター

地域で育児の援助を受けたい者と、援助を行いたい者からなる会員が相互援助活動を行う。

沼津市では、沼津駅前の商連会館ビル4階にて、子育て支援の拠点施設として、ふれあいプラザや一時預かり保育、育児相談、ファミリーサポートセンターなどの子育てを総合的に支援している。

### ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

過去における社会的、構造的な差別によって、現在不利益を被っている女性や少数民族、障がいのある人などに対して、一定の枠を設け実質的な平等を実現することを目的とした暫定的な措置のこと。アファーマティブ・アクション（affirmative action）と同じ。男女共同参画社会基本法第2条に定めたこの考え方に基づき、審議会等への女性委員の積極的な登用を実施している。

## ま行

### メディア・リテラシー

すべての人々がインターネットやテレビ、携帯電話を含む多様なメディアを主体的に読み解き、

自己発信する能力のことをいう。メディアの技術的活用、批判的受容、能動的表現という 3 要素のバランスが肝要。

## や行

### ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味する。すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすることであり、デザイン変更や特別仕様のデザインが必要なものであってはならない。平成 14 年（2002）には、ユニバーサルデザインの国際会議がわが国で初めて横浜で開催された。

## ら行

### リーガル・リテラシー（法識字）

自分にどんな権利があるか法律や関連の制度の存在を知り、その権利を行使するためにはどのように手続すればよいか理解する能力や、知識を使いこなすことができる能力のこと。貧困、障害、高齢、非識字などで情報へのアクセスがしにくく、情報が入手しにくい女性にもっとも人権侵害が起こりやすい現状があることから、女性の地位向上にはまず識字力（読み書き能力）が不可欠であり、その識字力を使って女性に関する法を知り、読みこなし、それを活用することができる能力を身に付ける必要がある。

平成 7 年（1995）に開催された第 4 回世界女性会議の戦略目標に「法識字を達成すること」が掲げられ、我が国の男女共同参画基本計画にも、「法識字の強化」が盛り込まれている。

### リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康/権利」を指す。安全な性生活を営み、かつ、何人の子どもを産むか産まないかにつき自由にかつ責任を持って決定する権利をいう。女性の人権として強く主張されるようになり、特に 1995 年の世界女性会議（北京）では議論の基調となる概念として多く使われた。

